

平成 28 年 3 月 23 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市子ども・子育て
会長 柏女 霊峰



流山市保育料徴収基準額表（2号認定及び3号認定）及び
延長保育料の見直しについて（答申）

平成 27 年 12 月 18 日付け流保第 1064 号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申する。

記

1 はじめに

流山市子ども・子育て会議（以下「本会議」という。）は、平成 27 年 12 月 18 日に流山市長から「流山市保育料徴収基準額表（2号認定及び3号認定）及び延長保育料の見直しについて」の諮問を受け、4 回にわたり、流山市の保育行政に関する財政状況、保育需要の見込み、保育所整備計画、近隣市との比較・分析等により、現状と課題を把握し、慎重に審議を行った。

2 審議結果

（1）流山市保育料徴収基準額表（2号認定及び3号認定）の見直しについて

ア 見直しの必要性について

流山市は、マーケティング戦略及びシティセールスプランのメインターゲットを DEWKS として、子育て世代を意識した政策・施策をこれまで展開してきた。

この結果、10 年前の「つくばエクスプレス」の開通時と比べて、保育所定員数は 2.4 倍になり、就学前児童の総人口に占める割合も、近隣市の中では最も高い 35% となっている。

一方で、保育所の運営に必要な費用は、この間に 4.5 倍に増加している。

流山市では、今後も人口が増加する見込みであることから、保育所整備を継続して行う必要がある。

このため、保育所の運営に必要な費用は、流山市総合計画後期基本計画が終了する平成31年度には、7.5倍に達すると見込まれるとのことである。

国は、保育所の運営に必要な費用の一定割合を、利用者が負担する制度設計を示している。

流山市の場合、利用者が負担する割合が、国が示す基準より低いので、保育料の階層区分の改定を行い、利用者が負担する割合を国が示している基準に近づけることが、継続して安定した保育所運営を行うためには必要であるということが、今回の諮問の趣旨である。

イ 審議内容について

改定案では、保育料の階層区分を、現在の21階層から、11階層に変更し、国が示している8階層に近づけている。

しかしながら、改定の前後を比較した場合、保育料が値上げとなる階層が発生している。

本会議は、保育料の値上げは慎重に行うべきとの考えから、次の2点について、特に重点を置いて審議を行った。

- ①流山市は、他市に比べ、保護者負担の比率が高い事
- ②他市では、流山市よりも多くの財政負担を行っている事

ウ 審議結果について

市の財政状況全体を踏まえたうえで、保育サービスの受益者負担をこれ以上、上げるべきか否かの判断は、本会議の構成メンバーや目的からして本会議の力量を超えるものである。それは、市民、市議会及び本会議の意見を踏まえ、最終的に市長においてなされるべきものである。

本会議では、保育料改定案について4回にわたる審議を重ねた結果、次のとおり修正を行うべきとの結論に達した。

- ①階層区分の改定による保育料の値上げを1万円未満にすること。

【修正内容】

改定案の新D3階層を2つの階層に区分する。

現D6からD8階層を新D3階層とする。

現D9からD11階層を新D4階層とする。

改定案の新D4階層を2つの階層に区分する。

現D12階層を新D5階層とする。

現D13及びD14階層を新D6階層とする。

- ②国基準に対する負担割合の低い階層である現D12、D15及びD16階層について、保育料の改定を行う。

階層区分	現保育料	新保育料
D12	45,900円	48,100円
D15	62,300円	65,400円
D16	65,000円	70,000円

①及び②により、低所得層の負担増を圧縮するとともに、高所得層の負担割合を上げることとする。

また、この結果、保護者負担(受益者負担)の増加の圧縮を図ることができる。

具体的には、保育料改定の影響額を、市当初案8,732万円から6,411万円となる。

- ③周知期間に配慮し、かつ、年度途中からの引き上げに伴う混乱を回避するため、施行日を平成29年4月からとする。

(2) 経過措置について

保育料改定前から保育所を利用し、平成29年4月以降も引き続き保育所を利用する世帯については、今回の改定による影響を考慮し、保育料表における年齢区分が変わるまでは、現状の階層区分を適用すること。

(3) 延長保育料の見直しについて

ア 見直しの必要性について

今回の見直しは、「保育短時間認定」に係る公立保育所の延長保育について、新たに規定する必要があることによるものである。

保育短時間認定は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年4月から新たに設定されたもので、保育を必要とする時間が短いものとして認定するものである。

保育短時間認定は、育児休業中や短時間就労等、原則として延長保育を使う必要が無いと想定していたことから、これまで、延長保育料を設定していなかった。

しかし、実際には保育短時間認定でも、延長保育の利用が発生していることから、延長保育料について規定する必要があるものである。

イ 審議内容について

公立保育所の開園時間は、午前7時から午後7時までの、12時間となっている。

保育短時間認定の場合は、午前8時から午後4時までの、8時間の利用ができる。

8時間を越える、午前7時から午前8時までと、午後4時以降の利用については、延長保育の扱いとなる。

今回、新たに、この延長保育の時間帯の、延長保育料を徴収するために、規則を改定するもので、延長保育料は、1時間あたり100円と設定している。

これは、現在、保育短時間認定以外の利用者が負担する延長保育料と同額となっている。

ウ 審議結果について

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い規定された「保育短時間認定」に関して延長保育料を設定するものであり、現行の延長保育料と同額であることから、妥当であると判断する。

3 付帯意見

- (1) 就学前人口の急激な増加に伴う保育ニーズの高まりを踏まえ、認可保育所を増やすことを整備の基本方針していることは一定の評価をする。

しかしながら、現在、近隣他市に比して受益者負担率の高い本市において、さらに負担率を上げる結果につながらざるを得ないことは残念であり、負担率の高い点について、詳細な検討をすべきである。

- (2) 近隣他市においては、保育料アップを図ることなく保育所整備を進めているところもあり、本市においてもそのような方法が取りえないのかさらに検討すべきである。

それが、「母になるなら流山市」の本旨ではないか。

- (3) 本会議では、改定案において、著しく保護者負担が増加する階層の保育料アップを圧縮し、かつ、全体の保育料増加額を圧縮することとした。

しかし、これでも、本市の運営費全体に占める保育料負担割合、すなわち受益者負担割合は近隣他市に比して最高となっていることに留意すべきである。

- (4) 今後は、市の財政状況を踏まえ、かつ、負担と受益のバランスに係るこうした近隣他市との比較結果も考慮し、より子育てにやさしい市としてあるべき姿を追求すべきである。

そのためには、第2子以降の保育料軽減、負担感の高い3歳未満児の保育料軽減など、国や他市の動向も踏まえつつ、特に負担感の高い子育て家庭に配慮した軽減策を講じるなど、きめ細かい施策の推進に努めるべきである。

- (5) 今回の改定により得られる保育料の増額分の一部を、保育サービスの質の向上や保育士の就業継続対策に充てるなど、保育内容面の充実に資する財源とすることなども考慮すべきである。

- (6) 今後も、待機児童の解消に向けて保育サービスの量的確保を強力に進めるとともに、それに結びつく保育士確保策の更なる推進に努めてほしい。

